

1 新規就農者経営発展支援事業実施要領

1 目的

新規就農者のさらなる経営の安定・発展に向けた取組を支援し、将来の地域農業の担い手を育成する。

2 助成対象者

新規参入者又は農業後継者のうち、以下に定める全ての要件に該当する者

- (1) 経営開始後おおむね5年以内の認定新規就農者又は認定農業者である者
- (2) 農業経営基盤の強化の促進に関する市町村基本構想に定める、青年等が目標とすべき農業所得等の水準に照らし合わせ、自分の所得目標を各種控除前所得で概ね達成した者
ただし、達成していない場合であっても、将来(2～3年後に)改善の見込みがあると判断できる場合や被災した場合は、その限りではない。
- (3) 直近の営農実績(B表・青色申告決算書)が提出できる者
- (4) その他必要に応じて理事長が定める事項。

3 対象となる取組

- (1) 経営の規模拡大や新規品目、新技術導入等に関する取組
- (2) 6次産業化や消費者交流活動、販路開拓・拡大などの販売戦略等に関する取組
- (3) その他、経営の安定・発展につながると認められる取組

4 助成限度額

1人当たり 500千円

5 事業の申請、決定、報告等

- (1) 資格基準に該当する者は、申請書(別記様式第1号)に次の関係書類を添付し、市町村及び県地域振興局・支庁を経由して提出する。

- ア 推薦書(市町村長及び農業協同組合長が作成したもの) 別記様式第2号
- イ 誓約書 別記様式第3号
- ウ 営農実績書(直近の青色申告決算書一式及び確定申告書B表の写し)
- エ 申請者に関する調査・意見書 別記様式第4号
- オ 認定新規就農者: 青年等就農計画及び認定書の写し
認定農業者: 経営改善計画書及び認定書の写し
- カ 個人情報保護の同意書 別記様式第5号
- キ 助成金振込口座の写し

- (2) 理事長は、提出された申請書を審査し、適当と認めたときは、決定通知書(別記様式第6号)により申請者へ通知する。
- (3) 当事業の助成金を受けた者には、事業実施年度末に事業実績報告書(別記様式第7号)により、市町村及び県地域振興局・支庁を経由して報告する。
- (4) 各市町村は、助成対象者への目録伝達式を、新規就農者励ましの会等を利用して実施し、後日、報告すること。

6 助成金の返還

当初計画に対して事業が相当程度実行されていない場合や、事業実績報告書等の提出がない場合は、助成金の返還を求めることがある。